

令和8年5月20日

北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース

5月は
消費者月間
です



一人暮らしを始めた皆さん

電気・ガス・光回線などの 訪問販売に注意!

料金が安く
なります



【相談事例1】

アパートに事業者が来て「電気の切り替えの件です」と言ったので、管理会社からの依頼だと思った。「安くなる」とのことだったので契約した。管理会社に確認すると、依頼していないとわかった。料金を確認せずに契約し、不安なのでクーリング・オフしたい。

【相談事例2】

アパートに事業者が来て、「アパート全体で通信回線を切り替える」と言ったので契約した。その後、事業者が言ったことは嘘だとわかったので解約したい。

初めての一人暮らしでは、これまで経験したことのない様々な契約を自分自身で行うこととなります。中には複雑なものや高額な契約もあり、特に電気・ガス・光回線といった生活インフラを巡っては、突然の訪問販売による悪質な勧誘が後を絶ちません。

管理会社から依頼
されました。

【アドバイス】

- その場ですぐに契約しないようにしましょう。
- 不要な契約であれば、きっぱり断りましょう。
- 書面を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフや初期契約解除ができる場合があります。



クーリング・オフについて
詳細はこちら▼



一人で悩まず相談しましょう。

消費者ホットライン ☎188 (いやや) ※通話料は全て有料です。
(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)
北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

重要なお知らせ 令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口

に消費生活相談員(職員)は常駐していません。窓口は閉まっています

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。

ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。